令和８年亀岡市議会定例会１２月議会

提 出 予 定 議 案 の 概 要

令和８年亀岡市議会定例会１２月議会提出予定議案

１　議　　案

（予算関係）
（１）令和８年度亀岡市一般会計補正予算（第３号）
（２）令和８年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
（３）令和８年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
（４）令和８年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
（５）令和８年度亀岡市水道事業会計補正予算（第１号）
（６）令和８年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第１号）
（７）令和８年度亀岡市病院事業会計補正予算（第１号）

（条例制定関係）
（１）特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（２）亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（３）亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（４）亀岡市児童館条例及び亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
（５）亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例の制定について

（契約関係）
（１）育親学園新校舎建設工事（Ⅰ期）請負契約の変更について

（その他）
（１）東別院グラウンドに係る指定管理者の指定について
（２）亀岡市都市公園（亀岡駅北１号公園ほか３公園）に係る指定管理者の指定について

２　報　　告

（地方自治法第１８０条関係）
（１）損害賠償額の決定について
（２）損害賠償額の決定について
（３）損害賠償額の決定について

会 計 別 予 算 の 状 況

（単位：千円）

会計別		補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	（第３号）	47,788,200	2,716,600	50,504,800
特別会計	国民健康保険事業会計（第２号）	8,860,299	△ 2,616	8,857,683
	介護保険事業会計（第２号）	7,786,062	433,386	8,219,448
	後期高齢者医療事業会計（第１号）	1,885,300	292	1,885,592
	水道事業会計（第１号）	3,361,800	7,247	3,369,047
	下水道事業会計（第１号）	5,761,700	3,960	5,765,660
	病院事業会計（第１号）	4,118,000	67,211	4,185,211

補 正 予 算 会 計 別 主 要 内 容

1　一般会計（第３号）　　（単位：千円）

款別	補正予算額	主な内容		金額
議会費	9,573	議員人件費増		626
		職員人件費増		8,847
総務費	1,374,586	特別職給与費増		25,670
		職員人件費増		161,437
		財産管理経費増		206,053
		企画推進経費増		200,000
		過年度還付金増		39,544
		ふるさと力向上経費増		713,653
		府議会議員選挙経費		17,000
民生費	1,001,908	職員人件費減		△ 31,684
		こども医療費助成経費増		14,755
		介護保険事業特別会計繰出金増		60,581
		後期高齢者医療負担金増		17,586
		障がい者福祉サービス事業経費増		532,245
		子ども・子育て支援給付経費増		292,466
		法内扶助費増		56,893
衛生費	128,599	職員人件費増		5,275
		病院事業会計繰出金増		55,000
		予防接種経費増		26,180
		塵芥処理事務経費増		20,172
		ごみ減量・資源化等推進事業経費増		12,692
農林水産業費	43,218	職員人件費増		3,014
		有機農業推進事業経費増		14,768
		畜産振興関係経費増		17,000
商工費	4,495	職員人件費増		4,011
土木費	38,365	職員人件費増		37,444
消防費	86,862	京都中部広域消防組合負担金増		86,862
教育費	28,994	職員人件費減		△ 27,180
		外国語指導助手設置経費増		3,387
		学校施設管理経費(小・中学校費)増		10,000
		学校建設事業費(中学校費)増		9,163
		かめおか児童クラブ運営経費増		18,540
		生涯スポーツ振興経費増		5,000
計	2,716,600			
財源	2,716,600	一般財源	・市税	268,000
			・地方消費税交付金	55,661
			・地方交付税	232,306
			・繰越金	351,441
			・その他	47
		特定財源	・国府支出金	725,010
			・寄附金	705,000
			・繰入金	352,614
			・市債	6,900
			・その他	19,621

２　債務負担行為　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
人事系内部事務システムサービス導入業務経費	令和８年度から令和９年度まで	150,000
地域音楽プロジェクト運営支援業務経費	令和８年度から令和９年度まで	184,000
選挙業務委託経費	令和８年度から令和９年度まで	10,530
塵芥処理事務経費	令和８年度から令和９年度まで	73,713
塵芥処理施設管理業務経費	令和８年度から令和９年度まで	38,837
塵芥収集運搬業務経費	令和８年度から令和９年度まで	63,663
資源化推進事業等業務経費	令和８年度から令和９年度まで	72,080
し尿収集運搬業務経費	令和８年度から令和９年度まで	49,387
都市公園（４箇所）管理経費	令和８年度から令和１２年度まで	70,000
外国語指導助手派遣業務委託経費	令和８年度から令和１０年度まで	9,680
生涯スポーツ振興経費	令和８年度から令和９年度まで	5,000
東別院グラウンド管理経費	令和８年度から令和１２年度まで	7,000

３　特別会計　　（単位：千円）

会　計　別	補正予算額	主　な　内　容	金　額
国民健康保険事業	△ 2,616	一般管理費減	△ 5,393
（第２号）		出産育児諸費増	2,500
介護保険事業	433,386	介護サービス等諸費増	357,171
（第２号）		介護予防サービス等諸費増	32,645
後期高齢者医療事業	292	一般管理費増	218
（第１号）			
水　道　事　業	7,247	営業費用増	5,283
（第１号）		建設改良費増	1,964
下水道事業	3,960	営業費用増	5,483
（第１号）		建設改良費減	△ 1,523
病　院　事　業	67,211	医業費用増	62,630
（第１号）		建設改良費増	2,350

４　特別会計　債務負担行為　　（単位：千円）

会　計　別	事　項	期　間	限度額
水　道　事　業 （第１号）	水処理用薬品購入経費	令和８年度から 令和９年度まで	3,127
下水道事業 （第１号）	年谷浄化センター汚泥運搬・処分業務委託等経費	令和８年度から 令和９年度まで	202,066
病　院　事　業 （第１号）	市立病院廃棄物運搬・処理業務委託等経費	令和８年度から 令和９年度まで	52,000

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1　国の給与改定措置に準じ、市長等の特別職の職員の期末手当の支給割合を年間０．０５月分引き上げること。

⑴　令和８年１２月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
１２月	１．７５０月分	１．８００月分

⑵　令和９年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
６月	１．７５０月分	１．７７５月分
１２月	１．８００月分	１．７７５月分
合計	３．５５月分	３．５５月分

2　この条例は、公布の日から施行し、令和８年１２月１日から適用すること。ただし、１の⑵の改正については、令和９年４月１日から施行すること。

亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1　国の給与等改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、期末手当及び勤勉手当について、次のとおり改正するとともに、本市一般職員の勤務時間及び休暇に関し、所要の改正を行うこと。

⑴　本給の改正

ア　民間給与との較差を解消するため、初任給を引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担う中堅層以上の職員について昨年を上回る引上げ改定を行うとともに、その他職員も含め給料表の給料月額を増額改定すること（改定率平均３．１３％）。

⑵　期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正

ア　令和８年１２月支給の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０２５月分引き上げて、次のとおりとすること。

	現　行	改正案	増　減
期　末　手　当			
（一般職員）	100分の126.25	100分の128.75	100分の2.5
（幹部職員）	100分の106.25	100分の108.75	100分の2.5
（再任用一般職員）	100分の71.25	100分の73.75	100分の2.5
（再任用幹部職員）	100分の61.25	100分の63.75	100分の2.5
勤　勉　手　当			
（一般職員）	100分の106.25	100分の108.75	100分の2.5
（幹部職員）	100分の126.25	100分の128.75	100分の2.5
（再任用一般職員）	100分の51.25	100分の53.75	100分の2.5
（再任用幹部職員）	100分の61.25	100分の63.75	100分の2.5

合　　計			
（一般職員）	100分の232.5	100分の237.5	100分の5
（幹部職員）	100分の232.5	100分の237.5	100分の5
（再任用一般職員）	100分の122.5	100分の127.5	100分の5
（再任用幹部職員）	100分の122.5	100分の127.5	100分の5

イ　令和９年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすること。

	６月期	１２月期	計
期　末　手　当			
（一般職員）	100分の127.5	100分の127.5	100分の255
（幹部職員）	100分の107.5	100分の107.5	100分の215
（再任用一般職員）	100分の72.5	100分の72.5	100分の145
（再任用幹部職員）	100分の62.5	100分の62.5	100分の125
勤　勉　手　当			
（一般職員）	100分の107.5	100分の107.5	100分の215
（幹部職員）	100分の127.5	100分の127.5	100分の255
（再任用一般職員）	100分の52.5	100分の52.5	100分の105
（再任用幹部職員）	100分の62.5	100分の62.5	100分の125
合　　計			
（一般職員）	100分の235	100分の235	100分の470
（幹部職員）	100分の235	100分の235	100分の470
（再任用一般職員）	100分の125	100分の125	100分の250
（再任用幹部職員）	100分の125	100分の125	100分の250

⑶　職員の勤務時間及び休暇の改正

ア　年次無給休暇の新設

事由を問わず、年７日取得できる年次無給休暇を新設すること。

イ　時間単位の代休制度の新設

休日勤務が１日に満たない場合でも、時間単位の代休を指定可能とする休日勤務代休時間を新設すること。

２　その他所要の規定整備を図ること。

３　この条例は、公布の日から施行し、令和８年１２月１日から適用すること。ただし、１の⑴の改正については、令和８年４月１日から適用し、１の⑵のイ及び⑶並びに２の改正については、令和９年４月１日から施行すること。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1　本市一般職員の給料表改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料表の給料月額を増額改定すること。

2　本市一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に準じ、本市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めること。

3　任期が相当長期にわたる会計年度任用職員に対し、扶養手当に相当する報酬及び住居手当に相当する報酬を支給するための規定を定めること。

4　その他所要の規定整備を図ること。

5　この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用すること。ただし、３及び４の改正については、令和９年４月１日から施行すること。

亀岡市児童館条例及び亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例案要綱

1　亀岡市児童館及び亀岡市立文化センターの耐震診断結果等を踏まえ、施設再編を行うため、次のとおり関係する条例について所要の規定整備を図ること。

⑴　亀岡市立馬路文化センターについて、亀岡市馬路児童館に機能集約を行うため、当該文化センターの所在地を改正すること。

⑵　亀岡市保津ケ丘児童館及び亀岡市立保津ケ丘文化センターを廃止すること。

2　この条例は、令和９年１月１日から施行すること。ただし、１の⑵の改正については、令和９年４月１日から施行すること。

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例案要綱

1　湯の花温泉の安定供給に向け、温泉使用料の超過料金を次のとおり改定すること。なお、経過措置として次の期間の区分に応じ、それぞれ定める額とすること。

期間（検針日）	種別	超過料金（１立方メートルにつき）	
令和９年４月１日から令和１０年3月３１日まで	営業用	５０立方メートル超	１５０円
	自家用	５立方メートル超	１５０円
令和１０年４月１日から令和１１年3月３１日まで	営業用	５０立方メートル超	１８０円
	自家用	５立方メートル超	１８０円
令和１１年４月１日以後	営業用	５０立方メートル超	２１０円
	自家用	５立方メートル超	２１０円

現行　営業用　５０立方メートル超　１立方メートルにつき１１５円
　　自家用　５立方メートル超　　１立方メートルにつき１１５円

2　この条例は、令和９年４月１日から施行すること。

育親学園新校舎建設工事（Ｉ期）
請負契約の変更について

令和７年３月１１日株式会社三煌産業との間に締結した育親学園新校舎建設工事（Ｉ期）請負契約について、次のとおり契約内容を変更すること。

契約金額　　変更前　　金３，７８２，５２６，０００円

変更後　　金３，８０７，９３８，２００円

工事変更概要

インフレスライド条項による単価変更　一式

東別院グラウンドに係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
東別院グラウンド	東別院町自治会	令和９年４月１日から 令和１３年3月３１日まで

亀岡市都市公園（亀岡駅北１号公園ほか３公園）に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
亀岡市都市公園 （亀岡駅北１号公園ほか３公園）	合同会社　ビバ&サンガ	令和９年４月１日から 令和１３年３月３１日まで

損害賠償額の決定について

1　損害賠償の額　　２４２，３７７円

2　損害賠償の相手方　　市内在住者

3　事故の概要

令和８年９月１８日午後６時１３分頃、亀岡市立薙田野小学校駐車場内において、駐車場脇にある樹木の枯れ枝が落下し、駐車してあった相手方車両の屋根部分とボディに擦過痕と凹みが生じた。

損害賠償額の決定について

1　損害賠償の額　　１，３８５，６９８円

2　損害賠償の相手方　　市内在住者

3　事故の概要

令和８年９月１８日午後３時５０分頃、亀岡市篠町馬堀北垣内地内の交差点において、路肩の除草作業に伴い発生した飛び石が、信号にて停車中の相手方車両の右後部ドアガラスに衝突し、当該ガラスが破損した。

損害賠償額の決定について

1　損害賠償の額　　１１１，１００円

2　損害賠償の相手方　　市内在住者

3　事故の概要

令和８年８月６日午前９時４５分頃、亀岡市河原町地内において、市車両が走行していたところ、市車両のサイドミラーと駐車中の相手方車両のサイドミラーが接触し、双方の車両が損傷した。